

平成26年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成26年3月20日（木曜日）  
午前10時00分 開議

---

## ◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第3号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第4号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
- 4 議案第6号 美唄市空き家等の適正管理に関する条例制定の件（総務・文教）
- 5 議案第7号 美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件（総務・文教）
- 6 議案第8号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務・文教）
- 7 議案第9号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件（総務・文教）
- 8 議案第10号 美唄市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 9 議案第11号 美唄市体育センター条例の一部改正の件（総務・文教）

- 10 議案第12号 指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）（総務・文教）
- 11 議案第13号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 12 議案第14号 美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 13 議案第15号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 14 議案第16号 指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）（産業・厚生）
- 15 議案第17号 平成25年度美唄市一般会計補正予算（第8号）（予算審査特別）
- 16 議案第18号 平成26年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 17 議案第19号 平成26年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）
- 18 議案第20号 平成26年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 19 議案第21号 平成26年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 20 議案第22号 平成26年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 21 議案第23号 平成26年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）
- 22 議案第24号 平成26年度美唄市後期高齢者医療会計予算（予算審査特別）
- 23 議案第25号 平成26年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 24 議案第26号 平成26年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 25 議案第27号 平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）

第3	議案第31号	美唄市一般会計補正予算(第9号)	副議長	五十嵐	聡	君
			1番	倉本	賢	君
第4	議案第28号	財政調整基金の一部積立て停止の件	2番	長谷川	吉春	君
			3番	谷村	知重	君
第5	議案第29号	美唄市公平委員会委員選任の件	4番	丸山	文靖	君
			5番	本郷	幸治	君
第6	議案第30号	美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	6番	森川	明	君
			7番	吉岡	文子	君
			8番	桜井	龍雄	君
第7	承認第1号	総務・文教委員会所管事務調査の件	9番	金子	義彦	君
			10番	高田	正則	君
第8	承認第2号	産業・厚生委員会所管事務調査の件	12番	小関	勝教	君
			13番	土井	敏興	君
第9	承認第3号	議会運営委員会所管事務調査の件				

◎出席説明員

第10	意見書案第1号	「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書	市	長	高橋	幹夫	君
			副市	長	藤井	英昭	君
第11	意見書案第2号	若い世代が安心して就労できる環境等の整備と、適切な支援策を求める意見書	総務部	長	市川	厚記	君
			市民部	長	竹田	隆	君
			保健福祉部	長兼福祉事務所長	山崎	一広	君
第12	意見書案第3号	防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める意見書	経済部	長	須田	正毅	君
			都市整備部	長	本田	弘明	君
			市立美唄病院	事務局長	高倉	雄治	君
第13	意見書案第4号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書	消防	長	後藤	樹人	君
			総務部	総務課長	佐藤	崇	君
第14	意見書案第5号	東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書	総務部	総務課主査	平野	太一	君
			教育委員会	委員長	高橋	泰浄	君
第15	意見書案第6号	原発に依存しない社会の構築と再生可能エネルギーの利用拡大を求める意見書	教育委員会	教育長	早瀬	公平	君
			教育委員会	教育部長	伊藤	敦史	君

◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克康 君

選挙管理委員会委員長 竹山 哲郎 君  
 選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇 君

農業委員会会長職務代理者 小川俊美君  
農業委員会事務局長 吉田寿幸君

---

監査委員 山口隆慶君  
監査事務局長 濱砂邦昭君

---

### ◎欠席説明員

農業委員会会長 西川芳勝君

---

### ◎事務局職員出席者

事務局長 中平匡司君  
次 長 三上 忠君

---

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

農業委員会会長西川芳勝君は都合により欠席いたしますので、会長職務代理者小川俊美君が代理出席いたします。

---

●議長内馬場克康君 日程の第1会議録署名議員を指名いたします。

7番 吉岡文子議員

8番 桜井龍雄議員

を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第3号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する

る条例の一部改正の件ないし順序25、議案第27号平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上25件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第3号ないし議案第12号の以上10件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第3号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第4号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第6号美唄市空き家等の適正管理に関する条例制定の件、議案第7号美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件、議案第8号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第9号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件、議案第10号美唄市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正の件、議案第11号美唄市体育センター条例の一部改正の件、及び、議案第12号 指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）の以上10件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を、一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第3号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

特別職の給与削減率について、市長22.7%、副市長、教育長が11.6%となっているが、削減後の給与額の道内・管内における位置づけにつ

いて、との質疑に対し、昨年4月1日現在における、削減後給料額の状況について、市長については、道内35市中31番目、副市長・教育長については30番目となっており、管内10市での比較では、市長は8番目、副市長・教育長が6番目という順位になっている。との答弁がありました。

次に、議案第6号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

美唄市における空き家の実態について、近年における件数と、そのうち危険性のある件数と所有者の把握状況について、との質疑に対し、空き家の状況については、24年から実態調査に入り、現在、299件を確認しているところである。

このうち、倒壊等の危険があるものは90件となっているが、所有者の確認に至っているものは50件程度であることから、今後とも、税務情報や戸籍照会等により引き続き調査し、状況把握に努めていく考えである。との答弁がありました。

次に、議案第8号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

条例改正の内容に、非常勤消防団員等に介護補償を支給するとあるが、この具体的な内容について、との質疑に対し、今回、改正する条例は、災害等における事故があった場合に損害補償を行うことを目的としたものであり、介護が必要となった場合において、この公務災害補償条例により補償するものである。との答弁がありました。

次に、議案第9号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

今回の条例改正に該当する設備等について、

一般家庭では考えられないほどの大規模な設備であるが、市内で該当する具体的な設備について、との質疑に対し、該当する設備は2カ所あり、1つは、200倍以上の製造所として北海道日油の製造所、もう一つが、200倍以上の一般取扱所として、こちらも北海道日油が該当するところである。との答弁がありました。

次に、議案第11号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、老朽化している体育センターの代替施設として、旧美唄工業高校の屋内体育館等を道教育委員会から無償で借用し、活用することであるが、初年度における、現状との予算対比について、また、体育センターに比べ管理面積は増えるものと思われるが、管理体制の考え方について、との質疑に対し、初年度においては、体育センターの廃止に係る浄化槽、地下燃料タンクの清掃処理に約50万円を要するほか、新たに設置する簡易トイレのリース料、AEDの導入費用、クライミングウォールの点検手数料等に約80万円を要することから、25年度との予算対比では、消費税増税等による燃料単価、電気料金の引き上げによる影響も含め、約100万円の増となっている。

管理体制については、現在、2名の臨時職員が交代制で管理しているところであるが、今後においても基本的に同じ考えであり、清掃等の面積が広がる部分については、現施設同様、使用後のフロアのモップがけ等について、引き続き、利用者団体にご協力いただき、それ以外のトイレ等については、職員が清掃することとしている。との答弁。

次に、体育センターの移転については、利用者団体に十分説明し、理解を得られているとの

ことであるが、陳情により廃止を3年間延長した過去の経緯を踏まえ、今後とも各利用者団体とは十分に協議、調整を図っていく必要があると思うが、教育委員会としての考え方について、との質疑に対し、今までの協議経過の中からは移転に関する反対意見はなく、皆さんにご理解をいただけたものと考えているものの、今後の運営の中で不便が出てきた場合など、いろいろな意見が出てくるものと思われることから、新しい施設の利用に当たっては、利用者の声に十分配慮した運営に努めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第12号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

総合体育館の指定管理について、今回、決定したNPO体育協会以外に公募はあったのか、また、体育協会に決定した理由付けについて、との質疑に対し、総合体育館の指定管理の募集に応じてきた団体については、体協協会1件と聞いている。

体育協会については、現在、温水プールの運営も指定管理により行っているところであり、市内のスポーツに通じている同団体が運営を受託することにより、それぞれの専門的ノウハウ、知識が生かされ、利用者の満足につながるものと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第4号、議案第5号、議案第7号及び議案第10号の以上4件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第3号ないし議案第12号の以上10件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第13号ないし議案第16号の以上4件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第13号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第14号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件、議案第15号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、及び、議案第16号指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）の以上4件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして3月11日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第13号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回は、未就学児までの医療費助成拡大であり、690万円の事業費は、100%過疎債を充当することだが、今後、小学校、中学校へ拡大することとなれば、どの程度の事業費となってくるのか、また、財源は同様に確保できるのか、という質疑に対し、小学校までを助成対象とした場合は3,030万円、中学校までを助成対象とした場合は5,100万円の事業費となり、財源については、今後、財政部門と協議をしていくことになる。との答弁がありました。

次に、議案第14号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

増設した9ホールは、比較的急な斜面が多く、造成中も雨で流れたり、芝が定着しないような状況が見られており、今後、春の融雪

の影響もあると考えられるが、芝の状況は、4月下旬の供用開始に十分対応できるのか、との質疑に対し、芝の状況につきましては、ネットや、目土等の対応で、昨年、秋の時点では良い状況になってきており、実際、春にならないと分からないという部分もあるが、コースの状況を見極めながら、オープンに持って行きたい。との答弁がありました。

次に、議案第15号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

広告物の申請に対する罰則について、無断でのぼりや旗等設置した場合は、その所有者に対して通知されるのか、あるいはその土地・建物の所有者に対して通知されるのか、との質疑に対し、無許可で設置された広告物については、あくまで広告を出した業者に対しての通知となる。との答弁。

次に、申請に対する許可について、広告物の内容に規制等、判断基準はあるのか、との質疑に対し、広告物の内容が、景観形成や、風致の維持が出来なくなるもの、公衆に対する被害があるもの等については規制があるため、これらについては許可が出来ない。との答弁がありました。

次に、議案第16号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

農道離着陸場の指定管理者となるピートエアコーポレーション日本支店について、本拠地、事業内容、また、近隣地域での事業実績について、との質疑に対し、今回、指定管理者に予定しているピートエアコーポレーションは、平成9年にアメリカで設立され、日本

支社については平成16年に札幌市に設立。定款に定める主な事業は、航空機の保管業務、航空機のレンタルや部品の輸入販売、操縦訓練の支援のほか、医療用機器の輸入販売、修理代行なども行っている。近隣での事業実績は、美唄市農道離着陸場隣接地に格納庫を建設し、航空機の保管業務、平成25年からは千歳空港で航空支援業務の事業を展開している。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第13号ないし議案第16号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第17号ないし議案第27号の以上11件について、小関予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第17号平成25年度美唄市一般会計補正予算（第8号）、議案第18号平成26年度美唄市一般会計予算、議案第19号平成26年度美唄市民バス会計予算、議案第20号平成26年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第21号平成26年度美唄市下水道会計予算、議案第22号平成26年度美唄市介護保険会計予算、議案第23号平成26年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第24号平成26年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第25号平成26年度市立美唄病院事業会計予算、議案第26号平成26年度美唄市水道事業会計予算、及び、議案第27号平成26年度美唄市工業用水道事

業会計予算の以上 11 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月12日ないし14日、3月17日及び18日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第17号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第8号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、臨時福祉給付金給付事業並びに子育て世帯臨時特例給付金給付事業について、国の施策として、全額国費が計上されているが、この実施に当たっては、手を上げた自治体のみが取り組むことになるのか、事業実施の概要について。また、それぞれの給付対象者の見込み数、及び、支払方法については、原則、指定口座への振り込みとのことであるが、このほかの支払い方法の有無等について、との質疑に対し、給付事業の実施にあたり、国の法律の制定等はないところであり、あくまでも自治体事務として、各自治体の実施するか否かを判断し、実施要綱により行うものとなっており、今のところ、道内においては、全市町村が実施する見込みである。

また、対象者数について、臨時福祉給付金については、市民税が課税されない方のうち、市民税が課税される方の扶養親族、生活保護受給者を除いた方が対象となり、平成25年度の課税状況等から7,041人、子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月の児童手当の受給者数が基本となり、そのうち、生活保護世帯、児童手当の所得限度額を超える方などを除き、1,624人と算出している。

支払い方法については、指定口座への振り

込みを原則としているものの、金融機関に口座を開設していない方、あるいは、金融機関から著しく離れた場所に居住している方などについて、申請により、市の窓口で現金給付する形を考えているところである。との答弁。

次に、子育て地域ささえあい事業について、主任児童委員と職員による乳幼児訪問について、過去における乳幼児訪問活動の実施状況、及び、乳幼児健診を実施している保健センターとの連携体制について、との質疑に対し、過去における訪問状況の内訳について、平成21年度は、対象児131人に対し、訪問の同意のあったものが32人、訪問実施が24件、平成22年度は、対象児132人に対し、同意のあったものが65人、訪問実施が48件、平成23年度は、対象児が105人に対し、同意のあったものが51人、訪問実施が51件、24年度は、対象児119人に対し、同意があったものが44人、訪問実施が40件となっている。

また、訪問活動の実施に当たっては、個々の育児の状況を踏まえるべく、保健センターとの密な連携に努めているところである。との答弁。

次に、債務負担行為の設定における空知団地購入費について、取得費用については、今後の維持管理経費をある程度差し引いた価格設定となっているとのことであるが、購入面積45ヘクタールの資産評価額、及び、今後、企業を誘致するにあたっての分譲価格の見込み額について、との質疑に対し、取得する土地の資産価値については、現在、中小企業基盤整備機構が支払っている固定資産税が平米あたり1,030円となっていることから、4億6,000万程度になるものと思われる。

今後の分譲価格については、一定期間の維持管理費を加算することとなるが、本市と同様に取得することとなる奈井江町とも、十分協議して決定したいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 18 号、平成 26 年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第 1 款議会費、第 2 款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、秘書交際事務について、予算額が前年度比較で減となっているが、減額理由等、予算計上の考え方について、との質疑に対し、予算の積算に当たっては、前年度の実績などを踏まえ計上しているところであるが、平成 25 年度予算において計上していた、本市開催のプロゴルフトーナメントの市長賞について、これが 26 年度になくなることに伴い、報償費が 12 万円の減となっている。そのほかでは、旅費が 5 万円の増となった以外は、ほぼ前年度並みとなっており、総額では 7 万 5,000 円の減になったものである。との答弁。

次に、入札契約管理事務について、昨年、労働安全上の事故等で 2 週間の指名停止処分を受けた指名業者があったが、この処分の決定に際する基準及び指名停止期間中における具体的な取り扱い内容について、との質疑に対し、指名停止の認定については、美唄市建設工事等請負業者審査会において、同審査会設置規程に定める基準により審査しており、この中で、工事事故等に基づく措置基準について、事故の内容等により、2 週間から 6 カ月の範囲で期間を定めているものである。

指名停止期間中においては、指名業者の選

定対象から除外する、現に指名しているときはその指名を取り消す、随意契約の相手方としない、下請人となることを承認しない、一般競争入札参加資格を認めない、などの取り扱いとなっている。との答弁。

次に、移住・定住促進事業について、移住・定住促進助成金の活用状況について、対象が新築、あるいは中古住宅の購入という大きなものであるため、年度をまたぐこともあるかと思うが、平成 25 年度における、現時点での実績について、また、同様の事業を行う自治体が多くなってきていることを踏まえ、美唄独自の魅力が必要と考えるが、美唄を選択していただくための取り組み状況について、との質疑に対し、平成 25 年度における移住・定住促進助成金の実績について、現在、中古住宅の購入が 2 件あり、1 件はむかわ町から 2 名、もう 1 件が岩見沢市から一家族 5 名となっているほか、新築住宅の購入に際し、申請に向けて準備中の方が 1 名となっている。

また、移住・定住施策の取り組み状況について、25 年度から、東京・大阪などで行われた「北海道暮らしフェア」に出店し、美唄市の PR を行っているところであり、平成 26 年度においても引き続き、東京で行われる「北海道暮らしフェア」などへ出店し、PR 活動を行っていきたいと考えている。との答弁。

次に、市税賦課徴収事務について、旧専修大学北海道短期大学における固定資産税について、従前は大学校ということで非課税となっていたところであるが、閉学後の状況を踏まえた、26 年度における課税の取り扱いについて、との質疑に対し、旧専修大学北海道短期大学における固定資産税等の課税状況につ

いて、平成26年の1月1日現在の賦課期日において、学校教育における教育実態があるとは判断されないことから、26年度において、課税する方向で考えている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、こども療育広場（児童デイサービス事業）について、具体的な事業内容と配置されている職員数について、また、前年度比較で予算額が増額になった主な要因について、との質疑に対し、事業内容は、心身に障がいを持つ子ども、または障がいの疑いのある子どもを対象に療育指導を行うもので、週2、3回の集団生活の適応訓練、個別指導に加え、発達相談あるいは言語相談を随時実施しているほか、市内幼稚園、保育所への訪問活動も行っているところであり、現在、職員数は、指導員として正規職員1人、嘱託職員が1人、臨時職員2人となっている。

予算の増額要因は、事業担当の2名の臨時職員を、嘱託職員とすることに伴う人件費の増となっている。との答弁。

次に、地域包括支援センター運営事業、及び、保健センター管理運営事務について、それぞれ、医療機関との連携体制はしっかり取られているとのことであるが、市民が安心して相談でき、そして解決策につなげていく体制を整えるために、地域包括支援センターと保健センター、さらには、医療機関を含めた密接な連携が必要と考えるが、現状における課題と今後に向けた考え方について、との質疑に対し、現状、互いに適時、情報提供ある

いは打ち合わせを行いながら業務を進めているところであるが、今後、認知症対策を進めるにあたっての初期集中支援チームの設置が課題となっているほか、近年、精神障がい者が高齢者に、また、介護をしている方が障がい者であるケースが増えていることから、地域包括支援センター、保健センター、医療機関が近い場所にあることにより、情報共有もしやすく、より早い対応ができるものと考えられるが、市民が安心して生活できるには、どのような形がよいかについては、市民の意見等も十分に聞きながら、今後、総合的なサービス提供体制の推進に取り組んでいきたい。との答弁。

次に、墓地管理運営事業について、徐々に整備が進み、利便性がよくなったという利用者からの話を聞く一方、空き地部分の草刈り管理が行き届いていない状況も見受けられるところであるが、利用者が気持ちよく参拝できるよう、26年度における墓地の運営に対する考え方、併せて、整備の内容について、との質疑に対し、管理については、衛生班において墓地の清掃、草刈りを実施しているところだが、空き地部分等も含め、今後、しっかり対応していきたいと考えている。

また、墓地の敷地内の整備、参道の側溝整備については、毎年度実施しているところであり、26年度については、光珠内墓地の排水整備、進徳墓地の参道の側溝整備について、例年より予算を増やし実施する予定である。との答弁。

次に、乳幼児等医療費助成事業について、就学前までの子どもの医療費を無料にすることだが、無償化の具体的な方法について

て、また、医薬分業となっている薬局及び市外医療機関の取り扱いについて、との質疑に対し、無償化の方法について、対象者には、平成23年度から、全道の医療機関で使える乳幼児等医療費受給者証を交付しているところであるが、この受給者証の一斉更新が8月に予定されていることから、4月から7月までは、病院窓口等で自己負担額を一たん支払い、領収書により手続きいただくことにより、全額払い戻しする取り扱いとなるものの、8月以降については、請求方法で償還払い方式をとる一部医療機関を除き、全道において、窓口での完全無償化となる予定である。

また、助成対象となるのは、就学前の乳幼児の入院及び通院となっており、調剤も含まれる。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、ふるさとハローワーク管理運営事業について、コアバイ内において、常駐相談員2名により、就職に向けた職業相談や求職票の受理、求人情報の提供などの業務を行うのが主な事業内容とのことであるが、この利用状況並びに新規相談者の就職状況について、との質疑に対し、利用状況は、平成24年度は1万1,758人、平成25年度は、2月現在で8,673人、就職状況については、新規求職者776名のうち322名の方が就職しており、約40%の就職率となっている。との答弁。

次に、環境に優しいフィルターリユース事業について、26年度における具体的な事業内容について、また、緊急雇用創出推進事業を活用したこの事業は、委託期間終了後も継続

される見込みなのか、との質疑に対し、この事業については、今年の1月から12月までを委託期間として行う事業であり、26年度の予算では、4月から12月までの委託料を計上したものである。

今後の事業展開としては、ノウハウを蓄積しながら、パンフレット等の作成、各企業が工場等で使用しているフィルターのサンプルを作り、それを実際に使っていただき、今後も継続して使っていただけるような営業活動を行うとのことであり、市としては、委託期間が終了する12月以降も事業として成り立つよう、それまでに多くの企業に接触していただくとともに、PR等、間接的に支援できる場所は支援していきたいと考えている。との答弁。

次に、農道離着陸場管理運営事業について、従来の航空機の利用実態も踏まえ、今まで以上の有効な利活用を図るため、管理運営を市の直営から指定管理者に委託することであるが、指定管理者制度の実施に関する離着陸場の周辺住民への周知については、今後における安全な離着陸場の管理、あるいは、使用状況等の周知も併せて行うことが必要かと思うが、これまでの検討経過について、との質疑に対し、現在においても、農道離着陸場に飛行機の飛来等がある場合、周辺住民には事前に周知しているところであり、今後もそうした形を継続していく考えであるほか、指定管理に関する周知については、予算、指定管理者の決定等、指定管理に向けた所要の手続き、体制が整った段階で、市として行っていきたいと考えている。

また、指定管理団体においては、指定管理

後の展開として、地域住民、利用者等との交流を図り、円滑に推進していくための協議会を立ち上げる意向であることから、その中でも情報提供等を行っていくことを考えている。との答弁。

次に、鳥獣捕獲等事業について、近年、特にエゾシカ、アライグマ、熊等の出没が年々増加し、農業被害も多額となっている状況にあるが、鳥獣捕獲に従事する市のハンターの人数及び出動回数等の状況について、また、種類及び頭数等、捕獲状況について、との質疑に対し、ハンターの人数については、25年度は34名を委嘱しているところであり、狩猟免許保持者の転入などにより、前年度比較で3名の増となっている。鳥獣捕獲におけるハンターの出動回数については、熊に関しては、6回の通報に対し出動いただいているほか、エゾシカの捕獲等も随時対応いただいているが、出動回数については、委嘱している鳥獣捕獲実施隊における活動日報を年度末に集計する予定となっている。

また、25年度における捕獲状況については、ヒグマが4頭、エゾシカが2月末現在で230頭、アライグマが2月末現在で81頭となっており、このほか、捕獲許可を出しているキツネ等については、許可期間終了後、報告書が提出され次第、集計の予定となっているところである。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、市内消費拡大促進事業について、市内商店街における消費喚起を図る内容となっているが、過去に実施されたプレミアム付

き商品券の発行における、使用割合等の分析結果と消化率の実績について、との質疑に対し、プレミアム商品券は、過去、21年度と23年度に発行しているが、調査は、21年度実施分について行っており、その結果では、使用割合は、食料品関係が43%程度、集合的店舗が10%程度、残りは個々の薬局、電化店等が、それぞれ5%程度であり、消化率は99.54%となっている。との答弁。

次に、農商工連携推進助成事業について、美唄の農産物を活用した新しい商品開発や販路開拓等の取り組みに対して助成となっているが、新たに取り組まれる団体等、26年度における事業の取り組み内容について、との質疑に対し、この事業における助成については、最長3年間となっており、平成26年度については、乾燥野菜をつくっているグループ、「つむぎ屋」が、平成24年度からの継続で3年目、美唄産の米粉を使ったザンギのPR事業として、「米粉みそザンギふるまい隊」が、25年度からの継続で2年目、アスパラ羊からできる製品のブランド化として「西川農場」が、25年度からの継続で2年目となっている。

そのほか、新規の助成については、広報メロディー4月号で募集することとしており、新規分を含めた予算計上となっている。との答弁。

次に、道路維持管理事業、道路新設改良事業について、本市においては道路整備が遅れているという市民の声もある中、地域からはかなり多くの要望が上がってきているものと思うが、事業の選択にあたっての基本的考え方について、との質疑に対し、生活関連に関

する簡易舗装、道路側溝等に関する地域要望については、地域の方々と現地を確認し、その地域内での優先順位を相談させていただきながら進めているところである。との答弁。

次に、公園維持管理事業について、東明公園における花いっぱい運動の取り組み状況について、との質疑に対し、平成 25 年度においては、池提体の下の駐車場の北側にアヤメを 141 株植栽したところであり、今後、西側スペースにも、同じくアヤメを植栽していくこととしている。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、消火活動の状況について、特に農村部における水の確保等、消火活動の現状について、また、消防タンク車における 1 台当たりの容量及び放水時間について、との質疑に対し、農村部においては、水道配管が細く、消火栓等が設置できない箇所があることから、消防タンク車での対応のほか、分団においては、河川、沼等の自然水利から本署の車両に送水をしてもらうという対応をとっている。消防タンク車の容量は 19 トンとなっており、放水時間は、圧力のあるものの、大体 30 分程度は持つものと考えている。との答弁。

次に、消防施設整備事業について、峰延分団詰所の外壁改修工事が計上されているが、各分団の経過年数等、消防団施設の現状、及び、今後における改修・更新等の考え方について、との質疑に対し、各分団の経過年数について、中央分団が 42 年、旭分団が 33 年、東明分団が 34 年、南美唄分団が 21 年、光珠内分団が 15 年、峰延分団が 23 年、西美唄分

団が 28 年、中村分団が 26 年、茶志内分団が 36 年となっている。

現在、更新整備に関する補助制度がない状況にあることから、今後の消防施設等の更新については、市長部局と調整をしながら、計画的に整備を進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、就学援助事業について、生活保護法における生活保護基準の見直し、及び、消費税増税に伴う影響について、との質疑に対し、平成 26 年度の就学援助費について、本市においては、実施要綱の中で、就学援助の認定基準日について、前年度の 4 月 1 日における生活保護基準を適用することとしており、26 年度においては、生活扶助基準見直し以前の基準を適用することとなるため、26 年度には影響が出ないものと考えている。

また、消費税増税による就学援助費への影響については、国から正式な通知が来ていないものの、26 年度において消費税増税分を含む引上げが見込まれていることから、国の指示どおり支給することにより、影響が出ないような取り扱いを考えている。との答弁。

次に、学力向上プロジェクト推進事業について、複式授業を行う小学校への学習支援員の配置については、昨年度においては緊急雇用対策事業により実施したものと認識しているが、26 年度における取り組み内容について、との質疑に対し、複式授業における学習支援員の配置について、25 年度においては、緊急雇用対策事業費補助金を活用し、高学年複式学級の 5、6 年生を対象に、社会、理科を教える教員を配置し、両教科合わせ 210 時間の雇用を行ってきたところであるが、26 年度に

においては、実際に配置したことによる、各学校における1年間の効果を検証し、社会、理科について、ほぼ同規模の200時間の配置を行う予定である。との答弁がありました。

次に、第13款職員費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、本市が加入している北海道都市職員共済組合について、全国・全道で職員数が激減する中、財政上、長期・短期含めて厳しい現状にあるものと認識しているが、今後における共済組合の集合化等、スケールメリット等を生かした運営に関する議論経過、情報等について、との質疑に対し、北海道都市職員共済組合においては、職員数の減少に加え、独自削減による給料額の減等により、運営が厳しいものとなっており、平成26年度において、医療に係る短期給付率が若干上がっているところである。

北海道には札幌、道を除く、市町村職員共済組合と都市職員共済組合があり、都市職員共済組合の構成はそれほど多くないが、今のところ、スケールメリット面における具体的な動きはない。との答弁。

次に、再任用制度について、26年度においては、25年度中に定年退職する職員5名のうち、希望により1名を雇用する予定とのことである。再任用に当たっては、希望する職員が、自分の経験してきた知識や技術を再任用の場で十分生かし切れるよう、今後、職場環境の整備等が必要と考えるが、再任用制度の確立に向けた考え方について、との質疑に対し、再任用については、基本的に希望する者については任用していく考えであるが、自己の技能や経験を生かせる環境整備が重要であ

ることから、その点については、ヒアリングにより意向を十分確認した中での配置等、今後とも、希望者が意欲を持って働ける環境づくりに努めていきたいと考えている。との答弁がありました。

なお、第11款災害復旧費、第12款公債費、第14款諸支出金及び第15款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

寄附金について、ふるさと納税においては、各自治体による寄附者に対する地域の特産品の贈呈が全国的に話題となっており、ふるさと納税の増加につながっている実態もあるところであるが、本市における取り組み状況について、との質疑に対し、本市においては、現在、寄附者に対しては、善意を尊重し、寄附金の使い道やカラー写真などを掲載した実績報告書を送付しているところであり、農産物等、特産品を贈るなどの対応は取っていないところであるが、今後、他市町村の動向を踏まえ、検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第19号平成26年度美唄市民バス会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

道道拡幅に伴う待合所解体再築補償金について、歳出項目において、待合所の再築事業は見当たらないところであるが、この収入は、過年度の事業に対する補償金なのか、との質疑に対し、この補償金については、平成27年度から29年度の間完了が予定されている、道道開発茶志内線の道路拡幅工事に伴いバス

待合所を解体するに当たり、26年度において、道から補償金として市に支払われるものとして計上したものであるが、待合所の再築については、道路工事完了後に行う予定であることから、歳出予算には計上されていないものである。との答弁がありました。

次に、議案第20号平成26年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

国民健康保険の市民負担の状況について、一人当たり国民健康保険料の道内における本市の位置づけについて、との質疑に対し、平成24年度について、本市においては税率改定を行ったことから、全道での一人当たりの調定額が9万2,580円に対し、本市は9万8,352円となり、位置づけとしては、全道157保険者のうち、72番目となっている。との答弁がありました。

次に、議案第21号平成26年度美唄市下水道会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

受益者分担金・負担金について、滞納繰越分の計上における、それぞれの件数について、また、未納が発生した場合の下水道利用にかかる制限の有無について、との質疑に対し、分担金・負担金にかかる滞納繰越分について、受益者分担金が32件、個別排水処理施設が26件、受益者負担金については、31件となっている。

また、未納に対するペナルティ等の措置は、ないところである。との答弁がありました。

次に、議案第25号平成26年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

予算書に平成26年度の業務の予定量が示されているが、これは現行の医師の人数での体制が前提となっているのか、それとも、不足している医師の確保をした上での予定量となっているのか、との質疑に対し、業務予定量については、経営健全化計画の業務予定量であり、現在、経営健全化計画より、常勤としての医師が2名、不足している状況であるが、医師確保を含めての計画値である。

また、常勤として不足している医師の部分は、現在、嘱託医で対応している。との答弁がありました。

次に、議案第26号平成26年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

水道事業は相当の年数を経過しているが、市内の配水管の維持管理について、配水管の老朽度合いはどうなっているのか、また、老朽化した配水管は計画的な更新が行われているのか、との質疑に対し、現在の配水管の老朽度合いについては、設置後20年を経過しているものが51.8%、40年を経過しているものが5.4%となっており、それら老朽化した配水管の更新については、平成25年度に試算の見直しを行い、今後5年間は約2億円、その後の5年間は3億円、その後の5年間は4億円の工事費と試算されている。その中で改良計画についても作成しており、年間2.5億円程度をベースとして10年間の計画を進めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第27号平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

今後、この工業用水を活用した企業誘致を進めるにあたり、どのような企業が想定されるのか、また、工業用水があるが故の利点、売りの部分について、どのように考えているのか、との質疑に対し、空知団地が造成された当初は、水を使う製造業等も誘致することを考え、工業用水道の配水管を整備したところであり、現在、工業用水道を使っている、ベールドノールのようなガラス関係の企業や水産加工業等、水を使う企業へ、工業用水道が使えることを前提にしながら、企業誘致を進めていく必要があると考えている。との答弁がありました。

なお、議案第 22 号平成 26 年度美唄市介護保険会計予算、議案第 23 号平成 26 年度美唄市介護サービス事業会計予算、及び、議案第 24 号平成 26 年度美唄市後期高齢者医療会計予算の以上 3 件についての質疑及び総括質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 17 号及び議案第 19 号、議案第 21 号ないし議案第 27 号の以上 9 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 18 号及び議案第 20 号の以上 2 件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第 3 号ないし議案第 12 号の以上 10 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし議案第 12 号指定管理者の指定の件の以上 10 件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 13 号ないし議案第 16 号の以上 4 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 13 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件ないし議案第 16 号指定管理者の指定の件の以上 4 件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 17 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 17 号平成 24 年度美唄市一般会計補正予算(第 8 号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 18 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文字議員。

● 7 番吉岡文字議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第 18 号平成 26 年度美唄市一般会計予算について討論に参加いたします。私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

2014 年度政府予算は衆議院を通過して、本日参議院で採決されることとなっています。安倍内閣としては 2 回目の予算編成ですが、2013 年度予算は、政権交代直後で民主党政権が途中まで編成したものを手直ししたものだったのに対して、2014 年度予算は、概算要求の段階からすべて安倍内閣によるものであり、前年度以上に自民党色、安倍カラーを強くしたものになっています。その特徴は、次の 5 点にまとめられると考えます。

第 1 に、消費税率を 3 % も引き上げること

により、8 兆円にも及ぶ史上空前の大増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態をもたらす予算だということです。第 2 に、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付削減をはじめ、教育、農業、地方財政など、暮らしの予算を軒並み削減していることです。第 3 に、大企業減税をはじめ、国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略具体化のための予算など、大盤振る舞いの大企業おもてなし予算となっていることです。第 4 に、新中期防の初年度予算として軍事費を 2 年連続で増額するなど、戦争する国づくりを進める予算だということです。最後に、消費税頼みを続けるばかりで、依然として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しは全く立たない予算となっていることです。

この 4 月 1 日から消費税が 8 % に引き上げられます。年間約 8 兆円の増税です。前回の消費税率引き上げ時には消費税で 5 兆円、所得税・住民税の増税を合わせても 7 兆円の増税でしたから、文字どおり史上空前の大増税となります。民間シンクタンクの試算では世帯年収別の消費税負担額において、負担増の年収に対する比率は低所得世帯ほど重くなります。家計調査のデータで見ると、年収 237 万円の世帯は勤労者の場合、世帯主の月収では 17 万円程度の世帯ですから、税率が 8 % になるだけでも約 5 万 7,000 円の増税で、1 カ月分の月給の 3 分の 1 が消費税に消えてしまうこととなります。税率が 10 % になれば、月給の半分が消えてしまうこととなります。政府は消費税増税によって大きな被害を受ける低所得者への対策として、臨時福祉給付金や子育て世帯に対する臨時特例給付金の支給を

決めましたが、いずれも1回限りの措置です。これでは根本的な負担増の解消にはなりません。

予算は政治の鏡といわれます。こうした政府予算のもと編成された本市の平成26年度予算ですが、編成作業に当たられた職員の方のご苦勞には改めて敬意を表します。平成26年度一般会計予算は、歳入歳出169億9,908万5,000円、対前年比5億2,319万円となっています。歳入では、市税は対前年度比で0.7%増、地方交付税は対前年度比でマイナス1.5%となっています。平成26年度予算の主なものでは、日本共産党議員団が長年要求してきた子どもの医療費無料化が、乳幼児等医療費助成事業として就学前の幼児を対象に所得制限なしで無料化されることになりました。やっと周辺自治体に肩を並べることとなったわけです。今後、子育て支援の観点から見ると、対象年齢のさらなる拡大が求められることとなります。

環境関連では、ごみ広域処理焼却施設整備事業、生ごみ堆肥化施設整備事業、し尿共同処理施設整備事業が予算計上されています。公共交通の確保では、美唄市バス路線維持費補助事業で市民の足としての市内のバス路線への補助や、バス路線で網羅できない地域への乗合タクシーの運行が予算計上されています。安全・安心のまちづくりでは、防災資機材等整備事業や地域医療確立対策事業などが予算計上されています。公共施設の老朽化対策として、交流拠点施設整備事業や小中学校大規模改修事業、総合体育館整備事業などが予算計上されています。本市の基幹産業である農業予算では、対前年度比約1,726万円増、

3.8%増となっていますが、予算全体に占める割合は約2.8%であり、商工費と比較すると、54.8%でしかありません。予算の増額要因は国営換地計画受託事業や、道営農業農村整備事業に伴うものであり、美唄市の1戸1戸の農家経営を安定・継続させる施策は十分とはいえません。人口がどんどん流失し、北海道では札幌市一極集中している中であって、新規就農と人口増を結びつけた施策展開をしている自治体が各地で見られます。地域の特性を生かした個性的で魅力的な農業経営で、農業の担い手の確保と人口増を結びつけることができれば、少子高齢社会の未来を変えることができるのではないのでしょうか。美唄市独自の今後の施策展開を期待します。商店街のにぎわいも戻っておらず、商業地域には空き地や空き店舗が目立ちます。電化製品の大型チェーン店が開店後1年もたたずに撤退したことは驚きでした。市内消費の実態を如実に表している事態と言えます。市民生活を支える道路や側溝の整備はどうでしょう。いまだ未舗装の道路や、児童生徒の通学の安全確保に欠かせない歩道が整備されていない道路もあります。雪解けの今時分には、厳しい冬を経てガタガタの市道が目立ちます。側溝の未整備の地域もまだあります。美唄で暮らす市民のささやかな願い、それは住みなれた土地で、息絶えるまで暮らしたいということに尽きます。そのことを多方面から支えるというのが行政の使命、役割だと思います。

平成26年度予算は、前年度比微増といった状況ですが、民間出身の高橋市長は主要施策の第1番に、農商工連携、農業振興、商工業振興を掲げておられます。私はまちづくりで

1番に重きを置くべきは市民生活の安全・安心だと考えます。その前提なしに、農商工連携、商業振興、商工業振興の施策展開が図られるはずありません。安倍政権のもと、執行されようとしている予算に関しては決して容認できるものではないこと、平成26年度美唄市一般会計予算についても、結果として、安倍政権の予算の枠組みの中の編成という限界を有しており、容認できるものではありません。財政健全化にありながらも、市民生活の安定のため独自施策を展開している自治体は数多くあります。近隣自治体にあつては岩見沢市においても、三笠市においても、独自の子育て支援策を展開中です。私も一般質問の中で、各地の子育て支援策や群馬県高崎市の商店向けリフォーム条例など、高橋市長に紹介をしてきました。繰り返して申し上げますが、予算は政治の鏡です。やる気さえあれば、首長さんの意欲さえあれば、できる施策は数多くあります。今年度の乳幼児医療費助成の拡大がその前例となつて、美唄らしい美唄独自の市民生活応援の施策が今後行政の多方面で展開されることを心から期待することを申し上げまして、平成26年度一般会計予算に対する反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第18号平成26年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加をいたします。私の立場は原案に賛成であります。以下、その若干の理由について申し上げます。

平成26年度一般会計予算は、国の経済対策や市民生活に密着した一般廃棄物対策などに

配慮しながら、美唄市財政健全化計画の着実な推進と、びばい未来交響プラン（6期美唄市総合計画）の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、過疎対策事業債などの有利な財源を活用しながら、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、計画に掲げた事業を最大限計上するなど、努力・工夫されたものと評価するものであります。結果として、一般会計予算総額169億9,908万5,000円が確保されており、対前年度比3.2%の増となっております。

直面している諸課題に対しては、農業振興の分野では国営農地再編整備事業に伴う換地計画策定の事業を受託する国営区画整理推進調査等受託事業を、観光・交流を含む商業振興分野では、移住・定住促進事業や商店街活性化支援事業を、ごみの減量化と適正処理に向けては、ごみ広域処理焼却施設整備事業や生ごみ堆肥化施設整備事業を、安全・安心のまちづくりについては、市立美唄病院整備構想を策定する、地域医療確立対策事業を、総合的な子育てを支援するために、乳幼児等医療費助成事業の拡充を、まちづくりを担う人づくりについては、美唄サテライト・キャンパス事業の実施や、市内中学校のコンピュータ及び周辺機器を更新する中学校コンピュータ整備事業など、解決に向けた取り組みや地域活性化に向けたさまざまな取り組みが展開されることとなっております。また、市内景気対策として、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要に対する反動減の緩和策として、市内消費拡大促進事業を新規に実施するほか、

平成 25 年度の国の繰り越し事業と合わせ、事業の切れ目のない執行に努めながら、普通建設事業を前年度比 54.8%増額するなど、きめ細かな配慮がなされております。私は、今後の地方財政制度の行方は、極めて厳しい状況にあると認識しておりますが、市長の強いリーダーシップのもと、新しい発想と機敏な行動力により、厳しい環境にあっても財政健全化と地域の活性化に向けて市民の生活、福祉向上に積極的に取り組んでいくことを期待するものであります。なにとぞ、議員の皆様におかれましては、議案第 18 号平成 26 年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わりといたします。

●議長内馬場克康君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました、議案 18 号平成 26 年度美唄市一般会計予算に対し、討論に参加します。最初に結論を申し述べますと、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と意見を申し上げます。

理由は、民生費保育所フッ化物洗口推進事業と教育費幼小フッ化物洗口推進事業の両事業そのものに反対だからです。この件に対して、多くの意見があることも事実ですが、市及び教育委員会は、安全性を確立し、保護者・教職員に対しての理解が得られているという点が確信が持てません。平成 24 年度から保育所フッ化物洗口推進事業と幼稚園フッ化物洗口推進事業を反対を押し切り実施してきました。全くの遺憾です。

実はフッ素とは何か、有害なのか等々、インターネット「シンカー」で検索してみます

と、虫歯予防に対するフッ素の真実が明らかになりました。フッ素は非常に人体に有害であるという結論なんです。フッ素は一般的に反応性の高さから通常単体で存在しないのです。様々な物資と結びついてフッ化物となって存在しています。

また、フッ素は自然の野菜や果物にも微量に含まれており、通常的生活で欠乏することはまずありません。それだけにフッ素は過剰摂取に特に気を付けるべきで、健康のためには、いかにフッ素を体内に取り込まないようにするかが大切であり、量も多量であれば、人体にとって非常に知られざる毒性の強い化学物質です。フッ素の恐ろしい歴史として、アメリカで全人口の 70%の公用水道水にフッ素化合物が添加されており、国民的にフッ素に関心が非常に高まっているのが実態です。日本においても、水道水へのフッ化物添加は長い間議論をされてきました。実に驚くべき結果があります。安全とされる適量のフッ素を投与しただけで、神経細胞から他の神経毒が引き起こすような多動性障害、記憶障害、知能障害の典型的な映像パターンが観測されていたのです。

このように、インターネット検索から実態を見ますと、フッ素が虫歯予防に効果があるかどうかという議論を越え、フッ素が虫歯予防にこのような事実を伝えず、虫歯予防効果とその安全性のみを力説し、水道水に添加し、保育所、幼稚園、そして幼小までフッ素の塗布を推進し、実施しようとしている。そこが問題なのです。フッ素は歯に良い安全な物資だ、という常識を疑いざるを得ません。さらに集団で実施することも疑問が多いのです。

うがいを使う、この度のフッ化ナトリウムは過敏に病状が表れるのに個人差があるので、集団では一斉に不向きであり、飲まなくても口内の粘膜から吸収され、蓄積による健康被害の恐れがあります。学校で使われるフッ化物は、人体用の医療品ではなく、工業用の試薬を使っているケースが多く、もし、健康被害が起きたときは、補償制度が現在はありません。教職員は薬品の管理を集団相手に対応していますが、吐き出しまでのチェックをしなければならず、これは大変な作業で、間違っただけで洗口液を渡したり、誤飲も起きております。フッ素洗口は誤飲の実例が実に多くあります。急性中毒を起こしてしまった例もあり、何度も真水で練習をすることが求められておりますし、佐賀県では濃度を間違え、2倍の溶液をつくった事故もありました。学校での集団フッ化物洗口の薬品は、レベルが高濃度で、試薬を希釈し、医療従事者のいない中での実施は、児童の健康被害の危険性を懸念しているのです。ですから、インターネット上でもありました、日本消費者連盟や日本弁護士連盟などの団体が即時中止をするよう政府側に働きかけをしております。

旭川をはじめ、全国各地でフッ化物洗口を考える市民の会が、続々と誕生しており、「向かい風、みんなで向かえば追い風になる」の言葉通り、力の結集で子どもたちを守るために、小さな波から大きな波、うねりが広がっている点も注視をしなければなりません。今まで述べた事は何も針小棒大に強調しているわけではありません。確実なデータによる、学問的、科学的な事実に基づいています。保育所、幼稚園、小学校の教育現場で集団実施

の安全を確保している態勢が整っていると言いきれるまでには至っておりません。成長途上にある未来を担う子どもの体を守るために、フッ化物に頼らない虫歯予防を進め、親の責任で虫歯対策を考えるべきです。安全性等、疑わしきは使用せず、この原則に立ち返り、フッ化物洗口を見直すことを強く訴え、反対の討論といたします。

●議長内馬場勝康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 18 号平成 26 年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 19 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 19 号平成 26 年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 20 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 20 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計予算について討論に参加いたします。私の立場は原案に反対です。以下、理由と若干の意見を申し上げます。

市町村が運営する国民健康保険は、他の医療保険に加入しない、すべての住民に医療を保障する制度です。現役時代は健保や共済に入っていた人も、年金生活者になると多くは国民健康保険に加入します。国民健康保険は国民皆保険制度の柱として国民の命と健康を守る制度であり、国民の医療を受ける権利を実現する制度です。また、制度制定当初は、政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農漁業者、自営業者などが加入者の大半でしたが、雇用形態の変化や不況と構造改革のもとで農漁業者、自営業者の経営が苦しい中、就労人口も減少し、一方で年金者や非正規労働者などの利用者が市町村国保の加入者の多くを占める状況となり、国民健康保険世帯の貧困化が進むことになったのです。美唄市においても加入世帯は 37.7%、加入人口は 31.4%であり、市内の 3 分の 1 以上の世帯、住民が加入しており、年金者が多いとのこと。統計的に

は国民健康保険の世帯主の 7 割は年金生活者などの無職者と非正規雇用労働者などの被用者となっています。年金生活者や失業者も加入する国民健康保険制度は、国庫負担なしには成り立たないという構造上の問題を持つ制度です。ところが歴代政権は国の社会保障予算を抑制するために国民健康保険の国庫負担を削減し、国民健康保険加入世帯の貧困化が深刻になったのちも、元に戻しませんでした。この失政により、国民健康保険税の高騰に歯どめがかかなくなってしまうのです。低所得者が多く、保険料に事業者負担もない、国民健康保険には適切な国庫負担が不可欠です。その上に、税の算定方法などを見直し、所得に応じた保険税、誰でも支払える保険税に改革すれば、滞納の発生もなくなり、持続可能な国民健康保険への道が開かれます。

市政執行方針では、高橋市長は国民健康保険の健全な運営に努めるとありますが、住民福祉の守り手の先頭に立って、国に対して国庫負担を 1984 年の改悪前の水準に戻すよう強く働きかけることこそが、本市の国民健康保険財政の健全運営の最大の鍵となると考えます。本年度においても日本共産党議員団が国民健康保険運営に欠かせないと訴えてきた法定基準外の繰り出しが実現できました。このことについては、評価する点も見受けられます。しかし、果たして額は妥当なのか、管内の自治体においては、重い住民負担軽減のため、本市以上の繰り出しを実行している例もあります。生活や営業が苦しくなり、国民健康保険税を払えない人に対し、親身に相談にのり、生活実態を把握して、分割納付や保険税減免の措置をとるのが自治体本来の仕事

のはずです。高橋市長におかれましては、国庫負担の増額のための国の働きかけと市民負担の縮減のための法定基準外繰り出しの増額の実行で市民の命と健康が守られる国民健康保険財政の健全運営が実行できるよう、期待申し上げまして、平成 26 年度美唄市国民健康保険会計予算の反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 9 番、金子義彦議員。

●9 番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 20 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計予算の件につきまして、討論に参加させていただきます。私の立場は、原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

市町村国民健康保険は、地域に密着した医療保険としての役割があり、美唄市における国保世帯加入率は約 37%であり、全道市平均の世帯加入率は、約 32%となっていることから、本市の加入率は高い状況と受け止めております。また、加入者は無職の方や非正規雇用者などの低所得者や、高齢者の方が多く占めている状況があり、国民健康保険税に係る所得額が低く、医療費用は高い水準となっております。この状況は、市町村国保の構造的な問題として挙げられておりますが、美唄市も同様となっております。そのような中、本市の平成 26 年度国民健康保険会計予算は、総額 38 億 2,453 万 4,000 円で前年比 0.4%の減となっております。美唄市における人口及び被保険者の減少傾向から全体的な予算規模の縮小は避けられないと思われませんが、高齢者の増加や医療技術の高度化による費用増加を見込みつつ、人口及び被保険者の推移を考慮したものと判断するものであります。現在、市民

の 4 割近くが加入していることから、多くの方が安心して医療保険を利用できるよう健全で着実な事業運営を維持するために、疾病予防に努め、特定検診、脳ドックの受診機会の確保やジェネリック医薬品の使用促進など、医療費抑制を目指す事業を積極的に推進されていることは評価をしたいと考えます。

また、引き続き、市の一般会計から国保事業に向けて、法定外繰入、約 9,940 万円の一般財源が投入されることは、国保への支援について、より高く評価をするものです。終わりに、現在、都道府県と市町村の適切な役割分担のもとでの保険者のあり方についての検討が進んでおりますが、情報を的確に収集しつつ、国保事業の運営をされますようご期待申し上げます。何とぞ議員におかれましては、議案第 20 号平成 26 年度国民健康保険会計予算にご賛同いただきますよう、お願い申し上げて、私の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第 20 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 21 号ないし議案第 27 号の

以上7件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第21号平成26年度美唄市下水道会計予算ないし議案第27号平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上7件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第31号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました、議案第31号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第9号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,294万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を171億6,406万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳出では民生費及び土木費に本年度の大雪により除雪経費等の増額を行う必要が生じるため、間口除雪事業、除排雪事

業及び中心市街地除排雪事業をそれぞれ計上いたしました。歳入には対応する財源として、地方交付税繰越金を計上するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより議案第31号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第31号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第9号)**は原案のとおり**可決**されました。

---

次に日程の第4、議案第28号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第28号財政調整基金の一部積立て停止の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成25年度において、その積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより議案 28 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 28 号財政調整基金の一部積立て停止の件**は、原案のとおり**可決**されました。

---

次に日程の第 5、議案第 29 号美唄市公平委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました、議案第 29 号美唄市公平委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、小川賢一委員が 3 月 30 日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き、小川賢一氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮かりいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第 29 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 29 号美唄市公平委員会委員選任の件**は原案のとおり**同意することに決定**されました。

---

次に日程の第 6、議案第 30 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13 番土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 30 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、現在実施している期末手当の独自削減措置が本年 3 月末をもって終了することから、依然として厳しい本市の財政状況を勘案し、現在の独自削減措置を 1 年間継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

●議長内馬場克康君 これより議案第 30 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 30 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**は、原案のとおり**可決**されました。

---

次に日程の第 7、承認第 1 号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第 9、承認第 3 号議会運営委員会所管事務調査の件の以上 3 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めることに決定**いたしました。

---

次に日程の第 10、意見書案第 1 号「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書ないし日程の第 15、意見書案第 6 号原発に依存しない社会の構築と再生可能エネルギーの利用拡大を求める意見書の以上 6 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第 1 号ないし意見書案第 3 号の以上 3 件について、10 番高田正則議員。

●10 番高田正則議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第 1 号ないし意見書案第 3 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書

手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語です。

一見すると、手話は、日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われることが多いが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有しています。

2006 年 12 月に国連総会において採択され、2008 年に発効した「障害者の権利に関する条約」第 2 条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009 年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進めているところです。

また、2011 年 8 月に改正された「障害者基本法」の第 3 条には、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

さらに、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情

報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使える社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、国においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

若い世代が安心して就労できる環境等の整備と、適切な支援策を求める意見書

非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代の働き方や暮らし方が急激に変化し、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実の狭間で悩んでいる人が少なくないのが実情です。

総務省労働局の調査でも、15～24 歳の完全失業率が最も高く、20 年前と比較すると倍増しており、若い世代にとっては極めて厳しい雇用環境にあるとの結果となっています。

こうした理由から、結婚を諦めたり、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加など、少子化に拍車がかかり、将来的に社会保障制度の根幹を揺るがすことをも懸念され、若い世代が経済的に自立できるかどうかは、我が国の発展に直結する重大な課題であります。

地方の労働環境は、加速する高齢化のもと縮小の一途を辿り、若い世代の雇用における不安は、もはや個人の努力で乗り越えるとい

うよりは、就業環境において、非正規雇用の拡大で若い世代の経済基盤がぜい弱化しているという構造的問題に陥っていると言わざるを得ません。

我が国の明日を担う、若い世代が社会で活躍できる人材となって行くかどうかは、厳しい雇用環境の改善にとどまらず、「仕事と生活の調和」の実現に向けた抜本的な改革が急務であります。

よって、政府におかれては、就労できる環境等の整備と国家戦略として、これら諸課題に総合的に取り組み、実効ある「若い世代の支援策」を早急に確立し、実施されるよう強く要望します。

記

1. 非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができる仕組みと環境を構築すること。
2. 環境や医療・介護、農林水産業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出対策を集中的に実施すること。
3. 「仕事と生活の調和」が社会で早期に確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児等を持続可能とするなど、少子化に歯止めをかける環境づくりを強力に進めること。
4. 上記課題の行政サービスについて、「若い世代の支援策」がより有効に実施・活用されるよう、国家戦略として抜本的な改革と具体的な施策の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

## 防災対策の見直しを含めた総合的な学校 安全対策の拡充を求める意見書

国の中央防災会議において、今後 30 年以内に極めて高い確率で巨大地震が発生する可能性もあると指摘し、想定を上回る被害となることについても有識者から示されたとしています。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等については、順次進められてきている一方、公立学校等における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内備品等の転倒防止対策、各出入口・窓等のガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策については、本市においても遅れているところであります。

公立学校の役割は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震をはじめとした災害発生時には、被災住民の応急的な避難場所となるなど、生命の安全を守る意味からも極めて重要な役割を担うことから、こうした災害を想定した公立学校施設等のさらなる耐震化や防災機能の強化等は、喫緊の課題であります。

また、近年は、登下校時における交通事故や傷害事件、不審者による声かけや子どもへのつきまといなど、子どもが 被害者となる事件が後を絶たず、学校内外における子どもの安全の確保について難しくなりつつあり、効果的な対策の確立が急務であります。

よって、国におかれては、防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策のさらなる支援の拡充に、早急に取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意

見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 4 号について、8 番桜井龍雄議員。

●8 番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 4 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

## T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書

T P P 交渉については、本年 2 月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張に隔たりが大きく、「大筋合意」には至りませんでした。

しかしながら、4 月のオバマ大統領の来日に向け、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

T P P は農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、多くの国民や道民、美唄市においても市民・議会・行政が一丸となって、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきました。

つきましては、T P P 交渉に係る衆参農林

水産委員会決議の遵守等に関して、下記のとおり要請いたします。

#### 記

#### 1. TPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守

政府は平成 25 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合はTPPから脱退すること。

#### 2. すべての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持

EPA、FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪EPA交渉については、平成 18 年 12 月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪EPAの交渉開始に関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 5 号及び意見書案第 6 号の以上 2 件について、1 番倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 5 号及び意見書第 6 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書

東北地方をはじめとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から 3 年が経過しようとしています。震災からの復旧・復興は、わが国が全力を挙げて取り組むべき最大の課題であることは論を待ちません。

また、震災に伴う東京電力福島第一原発事故の発生により、未だに 14 万人近い福島県民の皆さんが住み慣れた自宅を離れ、避難を余儀なくされているという重い現実を忘れることがあってはなりません。まさに、福島の再生なくして日本の再生はありません。

こうした状況に鑑み、政府は大震災からの復興、福島再生に今後とも全力で取り組むべきであり、特に下記の点に十分留意した施策の遂行を強く求めます。

#### 記

1. 政府においては今後とも十分な復興予算を確保し、復興庁を中心に現地の要望に寄り添ったきめ細やかな復興関連諸施策を進めることで、復興を更に加速させること。

また、復興予算が被災地以外の事業に流用されないよう留意するとともに、資機材・燃料代の高騰や人材不足によって復興に遅れが出ているとの指摘が被災各自治体から上がっている現状を踏まえ、その対策に全力を尽くすこと。

2. 事故原発の安全確保には今後とも万全を期すとともに、除染の徹底、賠償の一層の迅速化などを通じて、住民の生活の再建・安定化を進めること。特に子どもたちへの健康調

査を強化徹底し、母子避難者への支援、帰還支援などを進めること。

3. 被災地の産品に対する風評被害について、政府が各自治体や関連機関と密接に連携をとり、対策には万全を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月20日

北海道美唄市議会

### 原発に依存しない社会の構築と再生可能エネルギーの利用拡大を求める意見書

福島第1原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換が迫られています。すべての国民が不安を抱いた原発リスクから解放され、あわせて低廉で良質な電力が安定的に供給されることで安心して生活できるようにすることが、政府における使命であり、課題です。

その中でも、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、枯渇することのない国産エネルギーであり、その拡大は新しいエネルギー社会の構築に向けた柱です。

今後のエネルギー政策を構築するにあたって、次の事項を念頭に制度設計していくことを要望します。

#### 記

1. 原発に依存しない社会を実現していくため、(1) 40年運転制限を厳格に適用する、(2) 原子力委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする、(3) 原発の新增設は行わない、という3つの原則を厳格に適用する施

策を推進すること。

2. 原発に依存しない社会の実現に向け、政策資源を投入するにあたり、これまでの経緯を踏まえた核燃料サイクル政策、原子力に係る人材や技術の育成・強化、国際社会との連携、新たな要請によって負担が生じる原子力関連施設立地対策について、国の責任で対策を講じること。

3. 再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民への意識啓発について、国は特段の配慮を行うこと。

4. 家庭・施設における太陽光、蓄電池、燃料電池は、分散型の新たなエネルギー社会の構築に向けた重要な電源要素として、その技術開発と普及に万全の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました意見書案第1号ないし意見書案第6号の以上6件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号「手話言語法(仮**

称)」の早期制定を求める意見書ないし意見書  
案第6号原発に依存しない社会の構築と再生  
可能エネルギーの利用拡大を求める意見書の  
以上6件は、原案のとおり可決されました。

---

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今  
期定例会に付議されました各案件は全部議了  
いたしました。

これをもって、平成26年第1回美唄市議会  
定例会は、閉会いたします。

---

午前11時59分 閉会

